

社会保障審議会 介護保険部会(第25回)	資料1
平成22年5月31日	

介護保険制度の現状について

介護拠点等の緊急整備

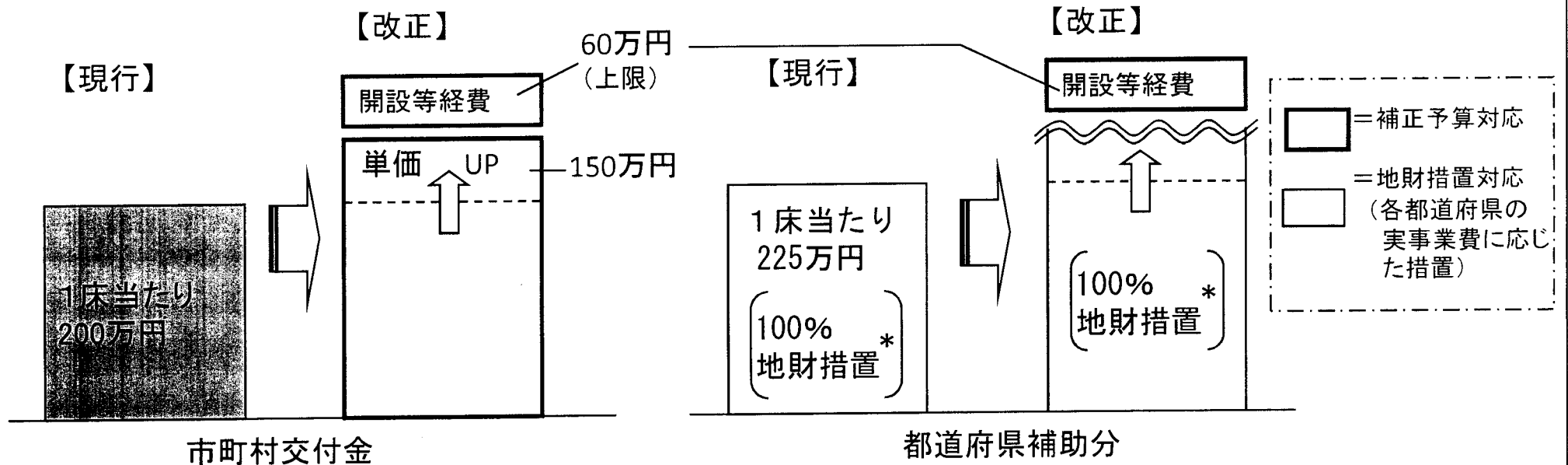
3年間で12万人分整備に4万人分を前倒し、合計16万人分整備

(1) 目的

小規模特別養護老人ホーム(定員29人以下)やグループホームなどの整備に係る市町村交付金の拡充、定員30人以上の施設の整備に係る都道府県補助金に対する地方財政措置の拡充により、地域の介護ニーズに対応する。

(2) 助成のスキーム(特別養護老人ホームの場合)

*:「特別の地方債」の起債対象となり、その元利償還金が100%普通交付税で手当てされる。



(3) 事業規模

合計約3,011億円(3年分)

介護職員処遇改善交付金

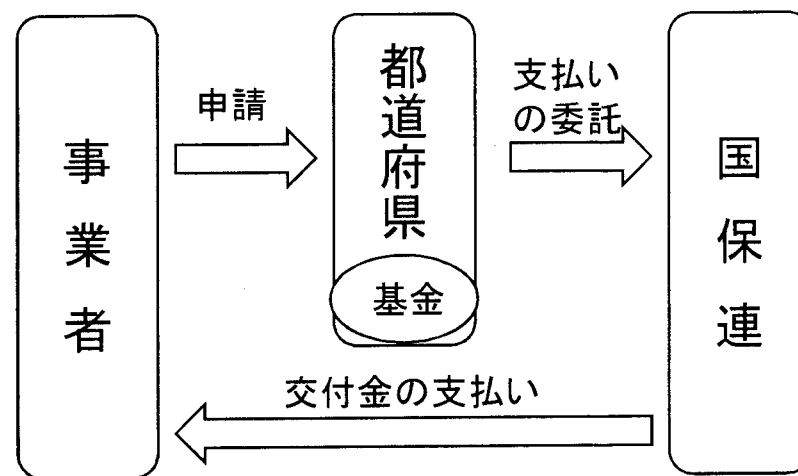
○介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額を介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ交付

○21年10月サービス分から実施し、24年3月までの2.5年分を予算計上
(21年度第1次補正予算 事業規模:約3,975億円)

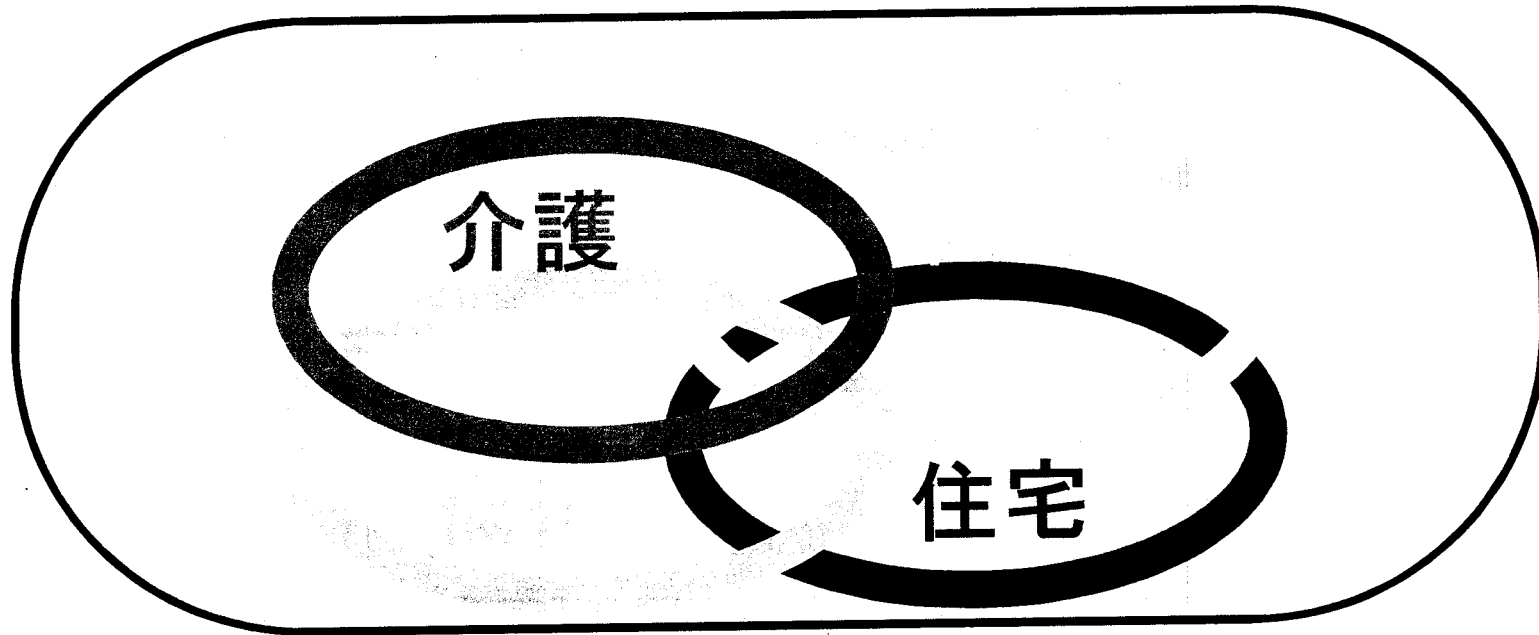
① 都道府県が基金を設置して実施する。
(支払いは国保連に委託)

② 財源 : 国費10/10

執行のイメージ



地域包括ケアシステム



【地域包括ケアの四つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の4つの視点での取組みが包括的(利用者のニーズに応じた①～④の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが必須。

①医療との連携強化

・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化。

②介護サービスの充実強化

・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)
・24時間対応の在宅サービスの強化

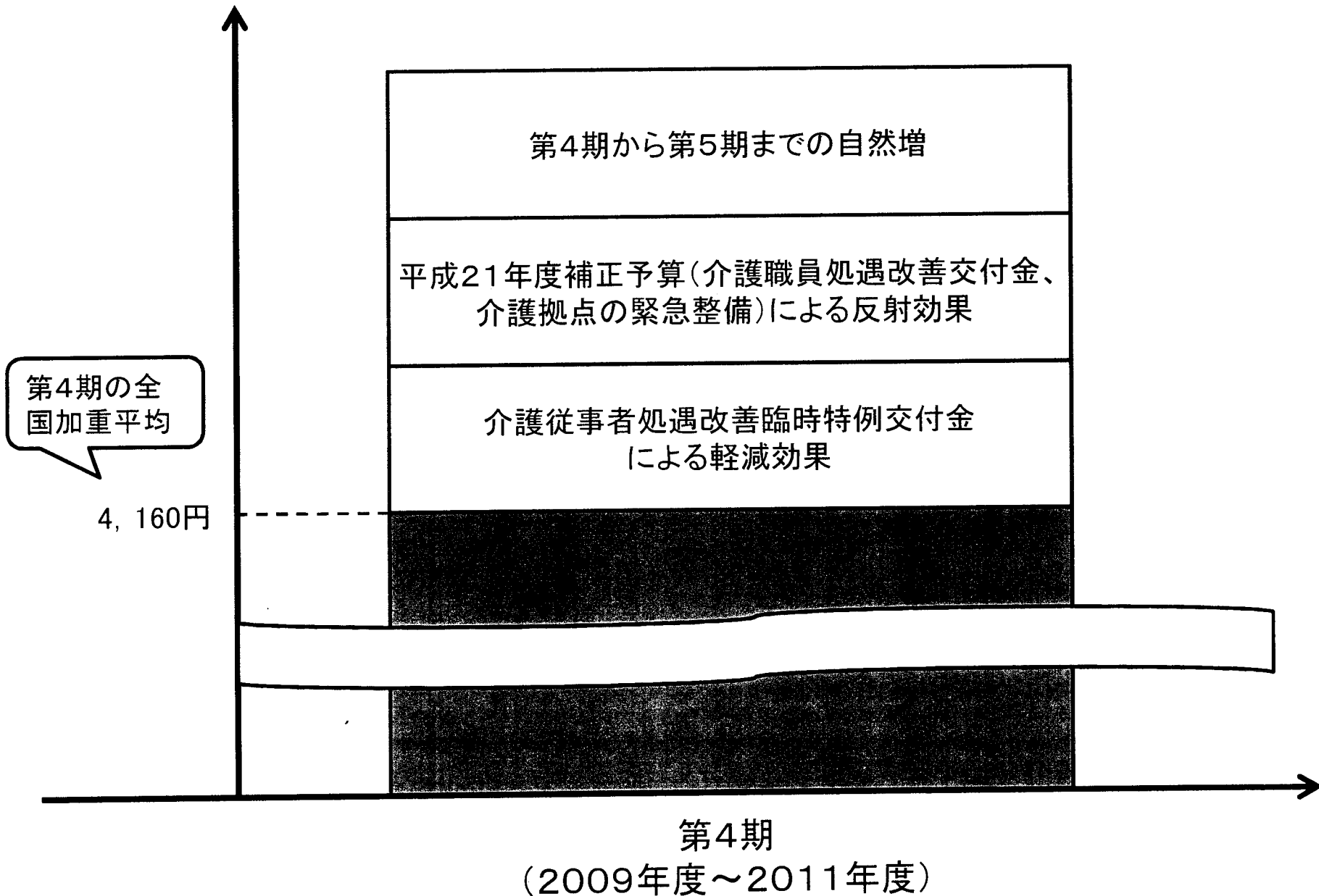
③見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進。

④高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住宅の整備(国交省)

・高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備
・持ち家のバリアフリー化の推進

今後の介護保険料について



議論の基本的な論点

○ サービス体系のあり方（地域包括ケアの実現）

- ・ 地域の中での介護サービスの提供（在宅支援の強化、施設の多機能化）
- ・ 医療と介護の連携体制の強化（在宅療養の強化、訪問看護の体制確保）
- ・ 高齢者の住まいにおける介護サービスの充実、施設の居住環境の向上
- ・ 介護職員の資質の向上
- ・ 認知症を有する者に対するサービス確保

○ 持続可能な制度の構築

- ・ 保険料上昇に対する財政的な措置
- ・ 介護職員処遇改善交付金（約3,975億円）
- ・ 介護拠点の緊急整備（約3,011億円）
 - 第4期は平成21年度～平成23年度、
次期介護報酬改定は平成24年度